

一宮市経営力向上支援補助金

コロナ禍において、従業員の雇用を維持し、経営力・技術力の強化のために従業員のスキルアップを目的に受講する研修の受講料に対して、その一部を補助します。

1 対象者

市内に事業所を有する中小法人等（資本金 10 億円未満）、小規模事業者、個人事業主などの事業者。ただし、暴力団又は暴力団員と関係がある場合、市税（市民税・県民税、固定資産税、国民健康保険税など市に納付する税金すべて）の未納がある場合、営業実態がない場合は対象外です。

2 補助対象経費

以下を目的とした内容の研修、講座に受講することに要した経費。
ただし、国、県などの補助対象となった経費は対象外となります。

▼補助対象となる取組内容

競争力強化や新事業展開に必要な技術取得を目的とする研修、講座

人事における指導・育成、財務・経理処理、法務処理に必要な知識取得を目的とする研修、講座

対象となる取組例

- ・人事労務管理講座、役職に応じたマネージメント講座【人事関係】
- ・ウェブサイト作成講座、営業力（提案力）向上のための講座【競争力強化関係】
- ・業態転換の際に必要な資格取得のために受ける研修、講座【新事業展開】
- ・上記の内容を事業者が講師を招いて実施する場合や、国、県など公的機関が実施する研修、講座等

対象外の取組

- ・一宮市が実施する研修、一宮市の補助金で実施する研修（この補助金は除く）

▼補助対象となる経費

対象となる経費

受講料（受講の際必要な教材費）、講師を招いて行う場合は講師謝金及び教材費（従業者から受講料を徴収する場合は不可）

対象外の経費

- ・受講のための交通費、宿泊費、飲食費、会場費

▼補助対象の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 2 月 28 日までに受講し、その経費を支払済みであること

3 補助金額、限度額

▼ **補助対象経費に 1/2（補助率）を乗じて得た金額**（1,000 円未満は切り捨て）

▼ 補助金額の限度は、**1 事業者あたり年間 5 万円**

4 申請受付期間

令和3年7月7日（水）から令和4年3月18日（金）まで【消印有効】

【お問い合わせ先】 一宮市 活力創造部 商工観光課 「経営力向上支援補助金」担当
電話：0586-28-9130（ダイヤルイン） 平日9～17時（12～13時は除く）

5 申請方法

「一宮市経営力向上支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1）」を記入の上、以下の添付書類を添えて提出してください。申請書等は市ウェブサイトからダウンロードしてください（ページID：1041171）。

添付書類	事業所の所在地や事業内容を記した書類の写し 【法人】登記事項証明書 【個人】開業届又は直近年の確定申告書（市民税県民税申告書） 【法人、個人共通】研修等に参加する従業者が所属する事業所の所在地が分かる書類
	振込先口座の分かる書類（通帳やキャッシュカードの写し）
	研修等の概要が分かる書類（研修先、研修名、期間、内容、受講料が記載されたパンフレットなど）
	研修等を受講したことが分かる書類（受講の修了書は必須）
	支払いを証明できるものの写し（領収書、請求書と支払・払込伝票など）
	市税における未納がない証明（市民税課 本庁舎3階34番窓口にてお取りください）

6 申請書の提出先

〒491-8501（住所の記載は不要）

一宮市活力創造部商工観光課 「経営力向上支援補助金」担当

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、
原則、郵送（簡易書留など郵便物を追跡できる方法）での提出にご協力をお願いします。